

「自己責任・自由・平等」

1. 前期まとめ

今回は前期法哲学ゼミの最終回ということで、全体を振り返り今期のテーマである「自己責任論」とりわけ自己責任と自由・平等との関係について考察する。

2. 自己責任の諸相 (第2回～第4回)

◆テーマ

- ・ 「雪山登山」(山田 1987)
- ・ 「イラク邦人人質事件」(瀧川 2005)
- ・ 「シートベルトの義務化」(山田 1987)

◆要約

「自己責任論」とはいかなる理論なのか。自己責任論が主張される具体的な場面を通してその内容および魅力と限界について考察した。

3. 自己責任と自由 (第5回～第7回)

◆テーマ

- ・ 「自己決定の制約根拠」(吉田 1999/中村 1983)
- ・ 「自由の正当化」(竹内 1989/Rothbard 1983=2003)
- ・ 「福祉国家批判」(Nozick 1974=1992/森村 2004)

◆要約

自己責任の原則は個人が責任を負う範囲を自己の行為に基づく結果に限定する点で、個人の自由の保障に資するといわれる。そして、人間にとって自由が重要な価値を有していることからすると、自己責任原理は妥当であるとも思える。しかしながら、実際の社会ではある個人の責任を社会全体が負担する場合がある。では、これは自己責任原理に矛盾し個人の自由に対する制約として許されないのであろうか。このような、自己責任原理と個人の自由との関係を検討し、自己責任論の妥当性について考察した。

4. 自己責任論と平等 (第8回～第12回)

◆テーマ

- ・ 「能力の共同性」(大庭 2004/竹内 1993)
- ・ 「保険としての社会保障」(Dworkin 2000)
- ・ 「平等の根拠」(斉藤 2004/立岩 2004)

- ・ 「自己責任論と平等の連関」(瀧川 2001/盛山 2004)」
- ・ 「労働と所得の分離—ベーシック・インカム—」(小沢 2002/Fitzpatrick 2005)

◆要約

自己責任論は平等と結びつくといわれる。たしかに、自己責任論は、自己の選択に基づかない結果に対して個人が責任を負うこと（不利益を被ること）を拒否するため、平等を求める根拠となりうる。しかしながら、自己の選択の結果であるか否かの判断は困難である。にもかかわらず、このような曖昧な区別に依拠して責任の範囲を決めることは、個人間に存在する不平等であっても「自己責任」という言葉で正当化する危険を含む点で平等に反するのではないか。また自己の行為に基づく結果であっても、その結果をすべて個人に負わせることが本当に平等といえるのか。

このような、自己責任論と平等との関係を考察し、さらに平等の根拠を検討することを通して自己責任論の妥当性について考えた。

5. 問題の定式化

(1) いなかという居酒屋でついつい飲みすぎて泥酔してしまい、はなみちというラーメン屋の前にある自転車置き場で寝てしまった友人がいたとする。お酒を飲んで酔っ払ってしまったのは自己責任であるとしてほっておいてもよいか。また、その酔っ払った彼を家に送っていく途中で突然走り出しいなくなってしまう、彼が家に帰ったかはわからないが、家に鍵がかかっている場合はどうすべきか。

(2) 遺産相続制度は個人の努力に基づかない財産の取得を認めるものであり妥当でない。よって、遺言が存在する場合を除いて、遺産は国の財産とする、との考えは妥当か。

(3) アメリカでは、黒人に対する不平等を是正すべく積極的な是正措置をとることがある。例えば、法科大学院の入学者を成績に関らず黒人を数パーセント必ずとっている大学がある。このような、積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）を導入することに賛成か。

(4) 現在、日本国民は全員年金に加入する事になっています。その共通の年金が「国民年金」と言われている公的年金で、原則、この国民年金に全国民が加入しています。自己責任の観点から考えれば、どのような年金に加入するか、しないかは自分で決定できてよいのではないか。一方、国民全員に平等に老後の生活を保障するのであれば、年金非加入者に対して、健康保険加入、運転免許書発行、パスポート発行、選挙・被選挙権などの公的活動・制度への拒否や、年金不払い税等の課税などを政府が行うことも考えられる。以上のことを踏まえた上で、現在の年金制度は廃止すべきか。